

平成23年3月28日判決言渡 同日判決原本交付 裁判所書記官

平成21年(行ウ)第60号 文書非公開処分取消等請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年1月26日

判 決

名古屋市中区丸の内3丁目6番41号リブビル6階

原 告	名古屋市民オンブズマン
同 代 表 者	倉 橋 克 実
同訴訟代理人弁護士	新 海 聡
	柴 田 将 人
	佐 久 間 信 司
	杉 浦 英 樹
	滝 田 誠 一
	佐 竹 靖 紀
	間 宮 静 香
	濱 寫 将 周
	西 野 昭 雄
	平 井 宏 和
	小 島 智 史

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

被 告	名 古 屋 市
同代表者兼処分行政庁	名 古 屋 市 長
	河 村 た か し
同代表者兼処分行政庁	名 古 屋 市 教 育 委 員 会
同委員会代表者委員長	坂 井 克 彦
同訴訟代理人弁護士	齋 藤 勉
	水 野 泰 二

主 文

- 1 名古屋市長が原告に対し平成21年7月13日付けでした行政文書一部公開決定のうち、別紙1文書目録1記載の文書中、別紙2の1, 2記載の部分を非公開とした部分を取り消す。
- 2 名古屋市教育委員会が原告に対し平成21年7月13日付けでした行政文書一部公開決定のうち、別紙1文書目録2記載の文書中、別紙2の1記載の部分を非公開とした部分を取り消す。
- 3 名古屋市長は、原告に対し、別紙1文書目録1記載の文書中、別紙2の1, 2記載の部分の公開決定をせよ。
- 4 名古屋市教育委員会は、原告に対し、別紙1文書目録2記載の文書中、別紙2の1記載の部分の公開決定をせよ。
- 5 原告のその余の取消請求を棄却する。
- 6 原告のその余の義務付けの訴えを却下する。
- 7 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 名古屋市長が原告に対し平成21年7月13日付けでした行政文書一部公開決定のうち、法人の印影部分を除く非公開部分を非公開とした部分を取り消す。
- 2 名古屋市教育委員会が原告に対し平成21年7月13日付けでした行政文書一部公開決定のうち、法人の印影部分を除く非公開部分を非公開とした部分を取り消す。
- 3 名古屋市長は、別紙1文書目録1記載の文書について、法人の印影部分を除き、公開決定をせよ。
- 4 名古屋市教育委員会は、別紙1文書目録2記載の文書について、法人の印影部分を除き、公開決定をせよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、名古屋市長及び名古屋市教育委員会（以下、併せて「処分行政庁」ということがある。）に対し、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「本件条例」という。）に基づき、いわゆる裏金に関する調査によって得られた裏金帳簿及び裏金通帳の公開を請求したところ、処分行政庁から当該文書の一部を非公開とする旨の決定（以下、併せて「本件処分」という。）を受けたことから、法人の印影部分を除く非公開部分については非公開事由に該当しないので違法であると主張して、本件処分のうち、法人の印影部分を除く非公開部分を非公開とした部分の取消し及び当該非公開部分の公開決定の義務付けを求める事案である。

1 関係する条例等の定め

本件に関係する本件条例の規定及び本件条例7条1項1号イの規定に基づく告示（平成12年名古屋市告示第125号。以下「本件告示」という。）の規定は、別紙3記載のとおりである。

2 前提事実（証拠を掲げていない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

原告は、権利能力のない社団である（弁論の全趣旨）。

名古屋市長及び名古屋市教育委員会は、本件条例所定の実施機関である。

(2) 原告の公開請求及び当初の却下決定

ア 原告は、平成20年11月7日、名古屋市長に対し、本件条例に基づき、「平成19年度に総務局監察室によって行われた、裏金に関する調査 裏金帳簿 裏金通帳」の公開を請求した（以下、この公開請求を「本件公開請求」という。）。

イ 原告は、平成20年11月10日、本件公開請求の実施機関に名古屋市教育委員会を加える旨の補正をした（弁論の全趣旨）。

ウ 名古屋市長及び名古屋市教育委員会は、平成20年11月21日、それぞれ本件公開請求を却下した。

(3) 一部公開決定

名古屋市長及び名古屋市教育委員会は、平成21年7月13日、それぞれ、上記(2)の却下決定を取り消し、以下の理由により、別紙1文書目録1、2記載の文書(以下、併せて「本件文書」という。)の一部を非公開とし、残りを公開する旨の本件処分をした。

ア 本件条例7条1項1号に該当

該当する行政文書には、個人名及び特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)が記載されており、これらの情報は通常他人に知られたくないと認められるため、該当する部分を非公開とする。

イ 本件条例7条1項2号に該当

該当する行政文書には、法人の印影、振込先金融機関名(口座番号を含む。)及び法人の名誉、社会的評価等が損なわれると認められる情報が記載されており、これらの情報は公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため、該当する部分を非公開とする(なお、名古屋市教育委員会の処分においては、この理由で非公開とされたのは法人の印影のみである。)

(4) 本件文書の内容等

本件文書は、名古屋市の各課公所において不適正な会計処理により保管していた現金等(いわゆる裏金)の収支の状況を記載した帳簿及び通帳であり、平成19年10月31日から実施された名古屋市の不適正な会計処理に係る内部調査において取得されたものである。このうち、帳簿には、支出入の年月日、事由及び金額並びに残高などが記載され、請求書、領収書等が添付されている。また、通帳についても、摘要欄などに当該支出入の説明やメモ書きがされているものがある(乙6、弁論の全趣旨)。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件処分において非公開とされた部分(ただし、法人の印影部分

を除く。以下「本件非公開部分」という。)に係る情報が本件条例7条1項1号(個人情報)又は2号(法人関係情報)の定める非公開情報に該当するか否かであり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 個人情報(個人の氏名等)について

(被告の主張)

ア 本件条例7条1項1号該当性について

本件非公開部分に係る情報は、法人に関するものを除き、全て個人の氏名等(法人の従業員の印影を含む。)、特定の個人を識別することができる情報である。

本件条例7条1項1号の「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、一般人の感受性を基準として、当該個人の立場になった場合、他人に公開されることを欲しないであろうと認められる情報をいう。

個人の氏名は、私生活における個人識別の基本情報であるから、通常他人に知られたいとしない情報であり、本件条例7条1項1号に該当する。

原告は、本件条例7条1項1号の「通常他人に知られたいとしないもの」の判断について、公益性と比較衡量の上、通常他人に知られたいとしない情報であるか否かを判断すべきであると主張するが、最高裁平成13年(行ヒ)第8号同16年2月13日第二小法廷判決・裁判集民事213号293頁及び最高裁平成13年(行ヒ)第18号同16年2月13日第二小法廷判決・裁判集民事213号311頁は、利益衡量を行う考え方を採用しておらず、個別具体的な利益衡量を行うべき理由はない。

また、原告は、架空の個人情報は個人情報に当たらないと主張するが、氏名冒用の場合であっても、冒用された個人の名誉が毀損される可能性があり、通常他人に知られたいとしない情報である。

イ 非公開とされた個人情報の類型について

本件非公開部分に係る情報は、具体的には以下のとおりの支出入に係る個人の氏名等、特定の個人を識別することができる情報であり、いずれも典型的に本件条例7条1項1号に該当し、同号ア及びイには該当しない。なお、後述の法人に関する

情報を除き、本件非公開部分に係る情報で以下の分類のいずれにも該当しないものは存在しない。

(7) 香典等の相手方の情報

保管金からの香典、見舞い、手みやげ等の贈呈、各種懇談などの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分であるが、これらの支出は、いわゆる交際費に相当すると判断されるものである。

処分行政庁は、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関する相手方の情報は公開し、その余を非公開としたものであり、当該非公開情報は、本件条例7条1項1号に該当し、同号ア及びイには該当しないものである。原告は、判例や条例が念頭においているのは予算化された交際費であると主張するが、平成9年（行ツ）第55号同14年2月28日第一小法廷判決・裁判集民事205号671頁は、交際の相手方の立場で判断しており、予算化された交際費であるか保管金であるかは関係がない。

ここでいう「香典等」には、香典、淋見舞い、見舞い、会費、接待及び接遇に係る経費、手みやげ、中元、餞別、お礼、慶弔に係る電報、祝金、記念品が含まれるが、これらはいずれも不特定の者に知られ得る状態でされる交際には当たらない。

なお、処分行政庁は、平成12年4月1日以降の記載については、本件7条1項1号イの適用により「病氣見舞い」に係る相手方についてのみ非公開とし、これに当たらない相手方の情報は公開している。

(1) 臨時的任用職員の賃金等に係る相手方の情報

保管金からの臨時的任用職員の賃金、名古屋市の各種業務、行事等に関係する者に対する謝金、費用弁償等の出納の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分であり、個人の所得に関する情報であって非公開とすべき個人情報である。

原告は、臨時的任用職員が文書に記載された金額を実際には受領していないと主張するが、実際には保管金から賃金を支払っていた。

(ウ) 金融機関等の担当者の情報

処分行政庁は、口座の開設、名義変更等の際に押印された金融機関の担当者の印影や保管金で物品を購入した場合の領収書等に業者の担当者の氏名、印影の情報が記載されている部分について非公開とした。

これらの情報により、特定の個人が金融機関等に勤務していることが明らかになり、勤務先という通常他人に知られたくない情報が公開されるから、これらは個人の職業に関する情報として非公開とすべきものである。

(エ) 私的な金銭のやり取りの覚えに係る相手方の情報

処分行政庁は、チケット購入の依頼に当たっての預り金や立替えの記録など、私的な金銭のやり取りの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分について非公開とした。

これらの情報は、私的な行為に関連して記載されているものであり、通常他人に知られたくない情報である。原告は、相手方が裏金であることを認識していたか否かを問題にするが、相手方の認識が個人情報の公開を左右することはない。

(オ) 福祉サービスを受けたことが分かる相手方の情報

処分行政庁は、福祉施設の入所者に対する生活費の立替えなど福祉サービスの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分について非公開とした。

これらの情報は、福祉施設入所者に対する措置やDV被害者の保護に伴う緊急の費用に関するものなので、通常他人に知られたくない情報である。

原告は、裏金作りの口実に福祉サービスの利用が用いられた可能性について言及するが、実際に支出されたものであって、架空の情報ではない。

(カ) 飲食を伴う打合せ等の相手方の情報

処分行政庁は、飲食を伴う打合せ等を行った場合の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分について、出席者が公務員の場合は公務の遂行として出席したもの、公務員以外の場合は出席した行為が法人等の

行為そのものと判断されるものの相手方の情報については公開し、それに当たらないものについてのみ非公開とした。したがって、非公開とされたのは、私的な行為に関するものであり、通常他人に知られたくない情報であって本件条例7条1項1号に該当するが、同号アには該当しない。

なお、本件文書の平成12年4月1日以降の記載については、本件条例7条1項1号イの適用により公開した。

(キ) 死傷病者に係る情報

処分行政庁は、業務中に受傷した職員のけがの治療代の支払などの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分について非公開とした。

業務中にけがをしたという情報は、通常他人に知られたくない情報であり、公務員の職務の遂行に係る情報ではないから、非公開としたことは適法である。

原告の指摘する別件の文書公開決定（甲4の1）に係る記者クラブで発表した資料については、消防職員の氏名を明らかにしているが、それは既に公になっていた情報であり、通常他人に知られたくない情報ではないから公開したものである。

(ク) 寄付等を名古屋市にしたことが分かる相手方の情報

処分行政庁は、寄付、各種行事への寸志、祝い金など名古屋市に寄付等を行った相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分について非公開とした。

これらの情報は、私的な行為に係るものであって、通常他人に知られたくない情報である。原告は、寄付は名誉な事実であると主張するが、名誉と捉えるか否かは個々人で異なり、直ちに氏名の公表を是認しているとはいえない。

(ケ) 支出入の状況が不明なものの相手方の情報

本件文書の記載事項のうち、個人の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されているが、その支出入の状況が不明なものについても、処分行政庁は非公開とした。

個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあるものであるから、支出入の状況が不明なものについては、非公開とされるべきであって、非公開としたことは適法である。

原告は、支出入の状況が不明であるからこそ公開すべきであると主張するが、本来非公開に分類されるべきものであることが後から判明することも想定されるから、プライバシーの侵害の危険があり、非公開とされるべきものである。

(2) その他

上記(ア)ないし(ケ)に分類されない個人の氏名に係る非公開部分は、以下のとおりである。

- a 車両事故に係る修理代の支払の相手方の氏名
- b 休暇を取得した者や会合等に欠席した者の氏名
- c 香典等を渡そうとしたが渡せなかった相手方の氏名
- d 資金借入れの手続を行った者の氏名
- e 墓地の管理料の還付に係る相手方の氏名
- f 誤記のため二重線で訂正されているが、完全に抹消されていない無関係の個人の氏名
- g 宅配便の送付に係る相手方の氏名
- h 公用車の運転中に生じた交通事故に係る当該公用車の運転者の氏名

上記 a ないし d は、公務員の氏名の可能性があるものであるが、いずれも私的な行為に係る情報であって、通常他人に知られたくないものであり、本件条例7条1項1号アの公務員の職務の遂行に係る情報ではない。なお、a は、公務員が施設内の駐車場に自家用車を駐車していたところ、当て逃げの被害を受けたものであり、職務の遂行に係る情報には当たらない。d についても、正規の資金借入れの際に貼付する収入印紙を保管金から支出していたものであり、公務員の職務の遂行に係る情報ではない。

また、上記 e ないし g は、私人の氏名であり、通常他人に知られたくないと認め

られるものである。

上記hは、公務員の職務の遂行に係る情報であるが、当該個人の評価を低下させる性質を有するから、本件条例7条1項1号アの「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に当たる。

したがって、いずれも、非公開としたことは適法である。

(原告の主張)

ア 本件条例7条1項1号該当性について

公務員の氏名については、個人に関する情報に該当しないから、公開すべき情報となる。

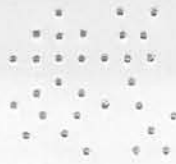
本件条例7条1項1号は、個人情報について、単に個人が識別されるだけでは非公開とすることはできず、同号に列挙されている個人の意識、信条、身体的特徴等に関する情報であって、通常他人に知られたくないものに限って非公開とするものであるから、いわゆるプライバシー保護型の規定を採用している。そして、通常他人に知られたくないものであるか否かの判断において、公益の性質内容と個人情報の性質内容を比較衡量し、公益による開示の要請が個人情報保護の要請を上回るときには公開されなければならない。したがって、本件文書に記載のある裏金の支出に関与した相手方の情報は、裏金の使途に関する真相を明らかにし、再発防止等のために特に公開の必要がある情報であるから、非公開とされた個人の氏名が私人の氏名であったとしても、非公開としたことは違法である。

また、非公開とされた個人の氏名が冒用されたものである場合は、冒用された私人等の氏名には保護すべきプライバシーはないから、公開されなければならない。

イ 非公開とされた個人情報の類型について

(ア) 香典等の相手方の情報

被告は、香典等の支出は交際費に相当するものであると主張するが、交際費はあくまで市長の行政事務として行う交際事務への支出に関するものであり、本件文書に記載された裏金は、名古屋市の正式な予算決定を経ることなく事実上保管されて



いた金員であって、その支出は、市長の行政事務としての性質を持たない。したがって、香典等の相手方の情報は、非公開とする理由はなく、公開されるべきものである。

裏金による支出には、水増しや架空請求等も含まれているから、本件文書のとおり支出されたかどうか不確定であり、具体的な金額等が不特定の者に知られ得る状態でされるものとは通常考えられないと断定することはできない。

「見舞5665円」、「香典2000円」との記載があるが、見舞い、香典等の金額として不相当であり、香典等に名を借りた不正な支出である可能性が高く、相手方の氏名は冒用されたものであって保護すべきプライバシーはない。現に香典等として支出されたものであったとしても、公務員と相手方には何らかの関係があると推測され、当該相手方が正規の公金以外から支出されたことを認識し得たとすれば、公開による不利益を甘受すべきであるし、認識し得なくてもそのような関係がなぜ生まれたかを説明するために必要な情報であって公益による開示の要請が個人情報保護すべき要請を上回る。

また、慶弔に係る電報や祝金、記念品の贈呈等は、公表を前提としており、違法な裏金を支出しているから、相手方の氏名等は住民訴訟や刑事事件の捜査の過程で明らかになることが予定されているのであって、公開されなければならない。

違法支出は犯罪行為であり、当事者が公開を望まないのは当然であるが、本件条例1条は、市民への説明責任や市政の民主化を推進することを掲げており、公開を望まない意思是、この趣旨からすれば保護に値しない。かかる解釈は、本件条例7条1項6号ただし書が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除くと規定し、本件条例8条が、公益上特に必要があると認められるときは公開することができるとしていることから正当化される。

(イ) 臨時的任用職員の賃金等に係る相手方の情報

公務員の職務の遂行に関する情報に該当する。また、臨時的任用職員の氏名は一

一般的に公開されている。架空請求である場合は、当該個人は当該文書に記載された金額を実際には受領していないから、氏名が公開されても同人の所得などの個人情報明らかになるわけではない。

(ウ) 金融機関等の担当者の情報

金融機関等の担当者は形式的に押印したものにすぎず、これらは通常他人に知られたくないと認められるものに当たらない。

(エ) 私的な金銭のやり取りの覚えに係る相手方の情報

当該情報は、公金の私的な流用に関する情報であるため、公開の必要性が高い。チケット等の手配を依頼した者も、特定の職員から何らかの違法な措置により便宜を図ってもらっていたという認識があったはずであるから、ある程度の不利益は甘受すべきであり、氏名程度であればプライバシー侵害の程度が低い。

(オ) 福祉サービスを受けたことが分かる相手方の情報

当該金員が裏金から支出されたとすれば公務員と相手方には何らかの関係があると推測される。当該相手方は正規の公金以外から支出されていることを認識し得たはずであるから、公開による不利益を甘受すべきである。再発防止を図るためには氏名情報の公開が必要であり、公益による開示の要請が個人情報を保護すべき要請を上回る。

(カ) 飲食を伴う打合せ等の相手方の情報

被告は、飲食を伴う打合せ等に支出した費用について、食糧費と同様に解しているが、本件文書に記載された飲食を伴う打合せ等は、裏金から支出されたものであり、また、役所外での非公式な打合せであって、行政事務として行う懇談会に対する食糧費の支出とは同視できないものである。

飲食を伴う打合せに名を借りた不正な支出である場合には、相手方の氏名は冒用されたものであって保護すべきプライバシーがない。実際に飲食に支出した場合、公務員と相手方には何らかの関係があると推測され、当該相手方が正規の公金以外から支出されたことを認識し得たとすれば、公開による不利益を甘受すべきである

し、認識し得なくてもそのような関係がなぜ生まれたかを説明するために必要な情報であって公益による公開の要請が個人情報保護すべき要請を上回る。

したがって、処分行政庁が非公開としたことは違法である。

(キ) 死傷病者に係る情報

死傷病者に係る情報は、公務員の職務に関する氏名情報として公開の対象となる。支払を受けた相手方は正規の公金以外からの支出であることを認識し得たはずであるから、公開による不利益を甘受すべきである。別件の文書公開決定（甲4の1）では、死傷した消防職員の氏名を公開している。

(ク) 寄付等を名古屋市にしたことが分かる相手方の情報

寄付は名誉な事実であり、寄付者の氏名は通常他人に知られたくない情報に該当しない。

(ケ) 支出入の状況が不明なものの相手方の情報

支出入の状況が不明なものを非公開とすることができる理由はない。

(コ) その他

a 車両事故に係る修理代の支払の相手方の氏名

相手方が公務員で、職務中に被害を受けた場合は、公務員の職務の遂行に関する情報として公開すべきである。

相手方が非公員である場合は、修理代の支払は特権の付与であり、公務員の職務の遂行に関する一体不可分の情報として公開すべきである。

b 休暇を取得した者や会合等に欠席した者の氏名

当該氏名は公務員の氏名であると考えられ、休暇を取得したり、会合に欠席することは公務員の職務遂行に関する情報であるから公開すべきである。

また、裏金を用いた会合に出席しなかったことは、名誉なことであるから、通常他人に知られたくない情報ではない。

c 香典等を渡そうとしたが渡せなかった相手方の氏名

裏金による香典の受領を潔しとしなかったのであるから、その相手方の氏名は通

常他人に知られたくない情報ではない。

d 資金借入れの手続を行った者の氏名

当該氏名は、裏金の管理状況を説明するために不可欠な情報であり、公務員の職務の遂行に関する情報として公開されなければならない。

e 墓地の管理料の還付に係る相手方の氏名

当該氏名は、裏金の管理状況を説明するために不可欠な情報であり、公務員の職務の遂行に関する情報として公開されなければならない。

f 誤記のため二重線で訂正されているが、完全に抹消されていない無関係の個人の氏名

誤記であり、公開されても何ら不利益はないから、当該氏名は非公開情報に当たらない。

g 宅配便の送付に係る相手方の氏名

当該氏名は、裏金の管理状況を説明するために不可欠な情報であり、公務員の職務の遂行に関する情報として公開されなければならない。

(2) 法人関係情報（法人の印影部分を除く。）について

（被告の主張）

本件処分において本件条例7条1項2号に該当するとして非公開とされた部分は、保管金による物品の購入に当たり、業者から提出された請求書等に当該業者の振込先金融機関名や口座番号が記載されている部分及び職員が不適正な会計処理をする際に使用した白紙の請求書等に係る法人の名称が記載されている部分である。

振込先金融機関名は法人等の内部管理情報であり、公になると悪用され、金融上の営業秘密等が流出するおそれがある。口座番号は、法人等が事業活動を営む上で必要な金銭の出納又は事業資金の管理等に関する重要な内部管理情報であり、一定の範囲の者に知られ得る性質のものであるとしても、みだりに広く他人に知らせる性質のものではない。

白紙の請求書等に係る法人の名称は、法人が不適正な会計処理に関与していたと

推測される可能性が高いものであるから、法人の名誉、社会的評価等が損なわれる。

したがって、以上の情報を本件条例7条1項2号の非公開情報に該当するとして、非公開としたことは適法である。

(原告の主張)

業者の振込先金融機関名、口座番号は内部管理情報ではなく、多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、更に顧客を通じて知れ渡る状態に置いているから、開示しても業者の競争上の地位その他の正当な利益を害することにはならない。

裏金の管理は職員がしていたことが既に広く知られているから、法人は不適正な会計処理に積極的に関与したとの推測により直ちに名誉、社会的評価等を損なわれるとはいえない。

仮に非公開部分が本件条例7条1項2号に該当するとしても、同号ウにいう、ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって公にすることが公益上特に必要であると認められるものに該当するから、非公開情報には当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 個人情報について

(1) 本件条例7条1項1号の要件について

ア 本件条例7条1項1号の「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、その文言から、一般人の感受性を基準として、当該個人の立場で他人に公開されることを欲しないであろうと認められる情報をいう趣旨であると解するのが相当である。

イ 原告は、「通常他人に知られたくない」と認められるか否かの判断において、当該情報の公益性と個人情報保護の要請を比較した上、公益による公開の要請が個人情報保護の要請を上回るときは公開されなければならないと主張する。

しかしながら、本件条例においては、そのような比較衡量を行う旨の明文の規定は存在せず、「通常他人に知られたくないと認められるもの」という規定から、公益性の高い場合は「通常他人に知られたくない」とは認められないとする趣旨を読

み取することはできない上、本件条例7条1項1号に該当する非公開情報の例外は同号ア及びイに該当する情報及び本件条例8条の場合に限定されているのであるから、原告の上記主張は採用することができない。

ウ また、原告は、本件条例1条等の趣旨に鑑みれば、本件文書に記載された支出は犯罪行為であり、その当事者は保護に値しないと主張する。

しかしながら、不適正な会計処理により正式な帳簿に記載されなくなった金銭等（以下「裏金」という。）による支出を受けることが常に犯罪を構成するとは限らない上、仮に何らかの犯罪の構成要件に該当する場合があるとしても、本件文書に記載された支出の相手方については、有罪が確定しているどころか公訴提起すらされたとは認められないのであって、その個人を識別することのできる情報が法的保護に値しないということとはできない。

エ さらに、原告は、公務員の氏名は、個人情報に該当しない旨主張する。

しかしながら、公務員の職務の遂行に係る情報については、本件条例7条1項1号アにより、氏名等を公開する旨の規定があるにとどまり、一般的に公務員の氏名に公開義務があるとする根拠はないから、原告の上記主張は理由がない。なお、原告は、冒用された氏名にはプライバシーがないから、公開すべきである旨主張するが、本件文書に記録された氏名が冒用されたものであると断ずる根拠は何ら存在しないし、仮に冒用された氏名が含まれているとしても、冒用された氏名にプライバシーがないと解することもできないから、原告の主張は失当である。

(2) 非公開とされた個人情報の類型ごとの検討

被告は、本件処分において非公開とされた個人情報は、前記第2の3(1)イ記載の(7)ないし(7)で分類された類型が全てである旨主張するところ、その分類には、典型的な類型以外のものを網羅する「支出入の状況が不明なものの相手方」及び「その他」が含まれていることなどに鑑みると、本件処分において非公開とされた個人情報で被告の分類に該当しないものは存在しないものと考えられる。そこで、以下、被告の分類に従って検討する。

ア 香典等の相手方の情報

弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、本件文書に記載のある裏金からの支出のうち、香典、淋見舞い、見舞い、各種懇親会費、接待及び接遇に係る経費、手みやげ、中元、餞別、お礼、慶弔に係る電報、祝金及び記念品（以下、併せて「香典等」という。）の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報について非公開としたことが認められる。

そして、証拠（乙4ないし6）及び弁論の全趣旨によれば、香典等は、被告の職員の非公式な会合や交際に伴って支出された費用であり、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされるものではなく、その相手方の個人情報、健康状態や社会活動等に関する情報であって、一般人において、当該相手方の立場であれば他人に公開されることを欲しないであろうと認められるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当する。また、非公開とされた香典等の相手方の氏名等には公務員である個人の氏名も含まれている可能性があるが、仮に支出の相手方が公務員であっても、香典等を受けることは当該公務員の職務の遂行に関係しないことは明らかであるから、同号アには該当しない。さらに、弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、同号イの規定に基づく本件告示に従って、平成12年4月1日以降の記載については、「病氣見舞い」に係る相手方の個人情報を除き、交際費の支出を伴う交際に関する情報として公開したことが認められるから、非公開とされた香典等の相手方に関する情報で、同号イに該当するものはない。なお、本件告示は、告示日（平成12年4月1日）以後の支出に係る交際費について、相手方も公開を想定すべきであるとの趣旨から同日以降の分の公開を定めたものと解され、同日より前の支出に係る交際費については、本件告示の適用はないものと解される。

原告は、市長の行政事務としての交際費は、被告の正式な予算決定を経た支出であるから、裏金からの支出は交際費には当たらず、相手方の氏名を公開すべきであると主張するが、当該支出が正式な予算決定を経たものであるかどうかということは、香典等の相手方に関する情報が本件条例7条1項1号の非公開情報に当たるか

どうかの判断に影響を与えないというべきである。また、原告は、裏金による支出には水増しや架空請求が含まれており、香典等の金額に不相当なものがあるので、香典等に名を借りた不正な支出である可能性が高く、相手方の氏名について保護すべきプライバシーはないと主張するが、証拠上、本件文書に虚偽の事実が記載されていることをうかがわせる事情は全くないから、原告の主張は失当である。

さらに、原告は、香典等のうち慶弔に係る電報、記念品等は公表を前提としており、相手方の氏名は住民訴訟や刑事事件において明らかになることが予定されていること、犯罪行為の公開を望まない相手方の意思は保護に値しないことを主張するが、一般人が慶弔の電報を受けた事実や記念品等を受けた事実について公表を前提としているとはいえず、本件文書自体が住民訴訟や刑事事件において公表することを予定して作成されたものではないことは明らかであり、また、仮に相手方の行為が犯罪の構成要件に該当し得るとしても、相手方の氏名が保護に値しないということができないのは前示のとおりであるから、原告の主張は採用することができない。

したがって、本件処分において非公開とされた香典等の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

イ 臨時的任用職員の賃金等に係る相手方の情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、本件文書のうち、裏金から支出された臨時的任用職員の賃金、名古屋市の各種業務、行事等に関係する者に対する謝金、費用弁償等（以下、併せて「賃金等」という。）の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記載されている部分を非公開としたことが認められる。

そうすると、賃金等の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、当該相手方の所得に関する情報であり、一般人において、賃金等を他人に公開されることを望まないと考えられるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当する。また、賃金等の相手方が公務員であるとしても、賃金等を受領すること

は、その職務の遂行ではないから、このような情報は、同号アには該当せず、同号イに該当する事情も認められない。

原告は、臨時的任用職員の氏名は一般的に公開されていると主張するが、本件処分においては、賃金等の金額を公開しているのであるから、これに加えてその支払を受けた臨時的任用職員の氏名を公開した場合には、その所得に関する情報を公開することになってしまうのである。臨時的任用職員の氏名を公開すべきかどうかは、それによっていかなる情報が公開されることになるかを考えなければならないのであり、原告の主張は、この点を正解しないものであって失当である。

なお、原告は、賃金等に架空請求が含まれている可能性があり、賃金等を受領していない相手方の所得が明らかになるわけではないと主張するが、証拠上、架空請求がされていることをうかがわせる事情はないから、原告の主張は失当である。

したがって、賃金等の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

ウ 金融機関等の担当者の情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、裏金の管理に使用していた口座の開設、名義変更等の際に押印された金融機関の担当者の印影や裏金で物品を購入した際の領収書等に押印された業者の担当者の印影や氏名（以下、併せて「担当者の印影等」という。）が記載されている部分を非公開としたことが認められる。

担当者の印影等は、金融機関名や業者名の記載された通帳や領収書等に記載されているものであるから、公開されることにより、特定の個人が特定の金融機関や業者に勤務していることが明らかになるものである。このような情報は、個人の職業に関する情報に当たり、一般人において他人に公開されることを欲しないものというべきであるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当する。また、このような情報は同号ア又はイに該当するとは認められない。

原告は、金融機関等の担当者は、形式的に押印したものにすぎず、通常他人に知られたくない情報に当たらないと主張するが、当該担当者が裏金との関係を疑われることはないとしても、職業について公開されることになってしまうのであるから、原告の主張は失当である。

したがって、担当者の印影等は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

エ 私的な金銭のやり取りの覚えに係る相手方の情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、チケット購入の依頼に当たって裏金管理者に預けた金銭や立替え等の私的な金銭のやり取りの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報について非公開としたことが認められる。

これらの支出入は、明らかに個人的な社会活動等に関する情報であって、一般人において他人に公開されることを欲しない情報であり、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当するものである。また、同号ア又はイに該当するとは認められない。

原告は、チケット等の手配を依頼した者は、何らかの違法な行為により便宜を図ってもらっていたという認識があったはずであり、ある程度の不利益を甘受すべきであり、プライバシー侵害の程度は低いと主張する。しかし、当該相手方がチケット購入依頼や立替えを違法であると認識していたか否かと通常他人に知られたくないか否かとは関係がなく、氏名と既に公開されている情報が相まって個人の私的な活動を明らかにすることになるのであるから、氏名を公開することによるプライバシー侵害の程度が低いとはいえないのであって、原告の主張は失当である。

したがって、私的な金銭のやり取りに係る相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

オ 福祉サービスを受けたことが分かる相手方の情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、老人ホーム等の福祉施設入所者に対する理髪代等の生活費の立替え、DV被害者の保護に伴う緊急の費用の支出等の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報について非公開としたことが認められる。

福祉サービスの相手方の個人情報、当該相手方が福祉施設に入所していることやDV被害者であることなどの個人の健康状態や家庭状況等に関する情報であって、一般人において他人に公開されることを欲しない情報であることは明らかであるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当する。また、このような情報は、同号ア又はイに該当するとは認められない。

原告は、福祉サービスの相手方は、公務員と何らかの関係があるとし、正規の公金以外から支出されていることを認識し得たはずであるから、公開による不利益を甘受すべきであると主張するが、福祉サービスを受けた福祉施設入所者やDV被害者において、裏金により福祉サービスを受けていることを認識し得たことをうかがわせる証拠はなく、原告の主張は失当である。

したがって、福祉サービスの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

カ 飲食を伴う打合せ等の相手方の情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、裏金から飲食を伴う打合せ等の費用を支出した場合の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報のうち、公務員の職務の遂行として出席した者及び出席した行為が法人の行為そのものと判断される者に関する情報は公開し、それに当たらない情報は非公開としたことが認められる。

そうすると、本件処分において非公開とされた情報は、個人の社会活動等に関する情報であり、一般人において他人に知られることを欲しないものというべきであるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当するものである。また、非公

開とされた情報が公務員の氏名等、特定の個人を識別することができる情報であるとしても、公務の遂行に関係がないものであるから、同号アには該当しない。さらに、弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、同号イの規定に基づく本件告示に従って、平成12年4月1日以降の記載については、食糧費の支出に関する情報として公開したことが認められるから、非公開とされた飲食を伴う打合せ等の相手方の情報で、同号イに該当するものはない。

原告は、裏金から支出された役所外での非公式な打合せ等は、行政事務として行う食糧費の支出とは異なるとし、相手方と公務員には何らかの関係があると推測されるから、公開による不利益を甘受すべきであると主張する。しかし、裏金から支出された役所外での非公式な打合せ等であることは、それに出席した相手方の個人情報保護を保護しなくてもよいという理由になるものではないから、原告の主張は失当である。なお、原告は、飲食を伴う打合せに名を借りた不正な支出である可能性があり、その場合は保護すべきプライバシーがないと主張するが、不正な支出であることと個人情報として保護の対象となるかということとは別個の問題であることは、既に判示したとおりである。

したがって、本件処分において非公開とされた飲食を伴う打合せ等の出席者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

キ 死傷病者に係る情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、業務中に受傷した職員の治療費等の支払の相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報について非公開としたことが認められる。

業務中の受傷は、個人の健康状態等に関する情報であり、一般人において他人に公開されることを欲しない情報であるというべきであるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当するものである。また、公務員の職務の遂行中の受傷であっても、受傷の事実は、職務の遂行に係る情報ということとはできないから、同号ア

には該当せず、同号イに該当するとも認められない。

原告は、業務中の受傷の事実は、公務員の職務の遂行に関する情報であると主張し、別件の行政文書公開請求でも公開されたと主張するが、受傷することが当該公務員の職務であるわけではないから職務の遂行に係る情報には当たらず、別件において公開された情報は既に記者クラブで公表されたものであったのであるから、本件とは事情が異なるものであって、原告の主張は失当である。

したがって、業務中に受傷した職員の治療費等の支払を受けた相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

ク 寄付等をしたことが分かる相手方の情報

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、寄付、各種行事への寸志、祝い金などの名目で金銭を拠出した者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報について非公開としたことが認められる（以下、これらの金銭の拠出を「寄付等」という。）。

そして、寄付等は、個人の財産、社会活動等に関する情報であり、一般人において他人に公開されることを欲しない情報というべきであるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当するものである。また、寄付等は、職務の遂行とは関係がなく、同号アには該当せず、同号イに該当するとも認められない。

原告は、寄付等をした事実は名誉な事実であるから、通常他人に知られたくない情報には当たらないと主張するが、寄付等をしたことを明らかにするかどうかは、寄付等をした者の任意の判断に委ねられるべき事柄であって、一般人において公開を望むものであると断ずることはできない。

したがって、寄付等をした者の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

ケ 支出入の状況が不明なものの相手方の情報

弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、本件文書に記載された個人の氏名等、特定の個人を識別することができる情報のうち、支出入の名目が不明であるため、何に関する裏金の支出入であるのか分からない相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報を非公開としたことが認められる。

当該情報は、当該個人が裏金の支出入に関係していた可能性をうかがわせる情報ではあるが、そのことだけで、当該情報が本件条例7条1項1号の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するとは認められないから、同号の非公開情報に該当するということとはできない。

被告は、プライバシーに関する情報は、公開されると個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあり、本来非公開とすべきものであることが後から判明することもあるから、非公開とされるべきであると主張する。しかし、本件条例は、行政文書を原則として公開するものとし、本件条例7条1項各号所定の非公開情報が記録されている場合に限って非公開としているのであるから、当該情報が本件条例7条1項各号所定の非公開情報に該当すると認められない限りは非公開とすることはできないというべきである。

したがって、支出入の状況が不明なものの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報を非公開としたことは違法である。

コ その他

弁論の全趣旨によれば、前記アないしケ以外に処分行政庁が非公開とした個人の氏名は、以下のとおりであると認められる。

(ア) 駐車場に自家用車を駐車していた公務員が当て逃げの被害を受けた際に、裏金から修理代の支払を受けた当該公務員の氏名

(イ) 休暇を取得した者及び会合等に欠席した者の氏名

(ウ) 香典等を渡そうとしたが渡せなかった相手方の氏名

(エ) 正規の資金借入れの際に貼付する収入印紙の代金について、裏金から支出を受けた公務員の氏名

- (イ) 墓地の管理料の還付に係る相手方の氏名
- (ロ) 宅配便の送付に係る相手方の氏名
- (ハ) 公務員が公用車を運転中に生じた交通事故に係る当該公用車を運転していた公務員の氏名
- (ニ) 誤記のため二重線で訂正されているが、完全に抹消されていない無関係の個人の氏名

上記(イ)ないし(ハ)の個人の氏名は、いずれも、既に開示されている情報と併せてみれば当該個人の健康状態、社会活動等に関する情報であるというべきものであり、一般人において他人に公開されることを欲しないものであると認められるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当する。なお、原告は、(イ)及び(ロ)に関して、裏金の支出を受けなかったことは名誉な事実であるとして、通常他人に知られたくない情報ではないと主張するが、私的な会合に欠席した事実や香典等を贈られる対象となる身内の死亡等があった事実について、一般人において公開を望むものとは考え難い。

また、(ニ)の個人の氏名については、誤記であり、無関係の個人の氏名が記載されているものであるが、本件文書に裏金の支出の相手方として記載された個人の氏名であって、実際には誤記であり、無関係であったとしても、これが公開されれば、当該個人が裏金の支出に関係していたとの疑いを抱かれるおそれがあることは否定できず、一般人において公開されることを欲しない情報と認められるから、本件条例7条1項1号本文の個人情報に該当する。なお、原告は、誤記であれば、当該個人に不利益はないと主張するが、本件文書に一旦は氏名等を記載されたという事実から、裏金の支出に関与したことがあるのではないかとの憶測を受けるおそれは十分にあるから、不利益がないとはいえない。

そして、(イ)ないし(ロ)及び(ハ)の個人の氏名は、公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号アに該当せず、同号イにも該当しない。(ハ)の公務員の氏名については、公用車の運転者である公務員の職務の遂行に係る情報であるが、交通事故を

起こした事実は、当該公務員の社会的評価を低下させ、その利益を不当に害するおそれがあるといえるから、同号アの例外（括弧書き）に該当し、同号イに該当しない。

なお、原告は、(ア)、(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)の個人の氏名について、公務員の職務の遂行に係る情報であると主張するが、いずれも裏金の管理者ではなく裏金の支出を受けた相手方の氏名であり、仮に当該相手方がいずれも公務員であるとしても、裏金の支出を受けることが当該公務員の職務の遂行であるとはいえないから、当該公務員の職務の遂行に係る情報ということとはできない。

したがって、上記(ア)ないし(カ)については、本件条例7条1項1号の非公開情報に該当するから、これらを非公開としたことはいずれも適法である。

2 法人関係情報について

証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、本件処分において本件条例7条1項2号に該当するとして非公開とされた情報は、保管金による物品の購入に当たり、業者から提出された請求書に記載された当該業者の振込先金融機関名や口座番号及び職員が不適正な会計処理をする際に使用した白紙の請求書等に係る法人の名称であると認められる。

振込先金融機関名及び口座番号については、代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付している業者においては、口座番号等を秘匿するよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、請求書に記載して顧客に交付することにより、口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介して更に広く知られ得る状態に置いているものといえることができるから、これを公開しても、金融上の営業秘密等が知られ、競争上の不利益を被るおそれがあるといえる（最高裁平成11年（行ヒ）第50号同14年9月12日第一小法廷判決・裁判集民事207号77頁参照）。

他方、白紙の請求書等に記載された法人の名称については、公開されれば当該法人が裏金の作出に関与していたとの評価を受けるおそれがあり、法人の社会的評価

を低下させるおそれがあることが明らかであるから、本件条例7条1項2号の非公開情報に該当する。そして、上記のとおり、請求書に記載された振込先金融機関名及び口座番号については、一般的には、これが公開されても当該事業者は不利益を被るものではないが、白紙の請求書等に振込先金融機関名や口座番号が記載されている場合は、他の情報と併せ見ることによって当該法人が特定される可能性があるから、白紙の請求書に記載された振込先金融機関名及び口座番号は、当該法人の名称と同様に同号の非公開情報に該当する。

原告は、職員が裏金を管理していたことは既に広く知られているから、白紙の請求書等に記載された法人の名称が公開されても法人の社会的評価等を害するおそれはないと主張する。しかし、職員が裏金を管理していたことが知られているとしても、その作出につき、白紙の請求書等を提供した法人が関与したか否かについては明らかになっていないから、その名称を公開することは法人に明らかに不利益を与えるものと認められる。

また、原告は、非公開とされた法人関係情報は、本件条例7条1項2号ウに該当する情報であると主張するが、同規定は、同号ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であることを要件としているところ、同号ア及びイは、法人等の事業活動から人の生命身体や市民生活、環境等を保護する必要がある場合に限定しており、仮に業者が裏金の作出に関与していたとしても、同号ア及びイに準ずるような重大な利益の保護の必要性があるとは認められないから、同号ウには該当しないというべきである。

したがって、職員が不適正な会計処理をする際に使用した白紙の請求書を除く請求書に記載された業者の振込先金融機関名及び口座番号は、本件条例7条1項2号の非公開情報に該当しないから、これを非公開としたことは違法であるが、白紙の請求書等に記載された法人の名称及び振込先金融機関名及び口座番号は、本件条例7条1項2号の非公開情報に該当するから、これを非公開としたことは適法である。

3 まとめ

以上によれば、本件処分のうち、本件文書中、支出入の状況が不明なもの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記録された部分並びに請求書（ただし、職員が不適正な会計処理をする際に使用した白紙の請求書を除く。）に記載された業者の振込先金融機関名及び口座番号を非公開とした部分は違法であるが、その余の部分は適法である。

第4 結論

以上判示したとおり、本件処分のうち、本件文書中、支出入の状況が不明なもの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記録された部分並びに請求書（ただし、職員が不適正な会計処理をする際に使用した白紙の請求書を除く。）に記載された業者の振込先金融機関名及び口座番号を非公開とした部分は違法であって、取り消されるべきものであり、これらの非公開部分については、処分行政庁において公開決定をすべきであることが本件条例上明らかである。

よって、原告の取消請求については、本件処分のうち上記の違法な部分の取消しを求める限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余の取消請求は棄却することとし、また、原告の義務付けの訴えについては、上記の非公開部分の公開決定の義務付けを求める限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余の義務付けの訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項の要件を欠き不適法であるから、これを却下することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 増 田 稔

裁判官 鳥 居 俊 一

裁判官 杉 浦 一 輝

(別紙1)

文 書 目 録

- 1 名古屋市長が管理している次の文書
 - (1) 平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る帳簿
 - (2) 平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る通帳
- 2 名古屋市教育委員会が管理している次の文書
 - (1) 平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る帳簿
 - (2) 平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る通帳

(別紙2)

- 1 支出入の状況が不明なものの相手方の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記録された部分
- 2 請求書（ただし、職員が不適正な会計処理をする際に使用した白紙の請求書を除く。）に記載された業者の振込先金融機関名及び口座番号

(別紙 3)

関係条例等

1 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）

1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、名古屋市（以下「市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的とする。

2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び市が設立した地方独立行政法人(中略)をいう。

(以下省略)

5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる。

7条1項 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

1号 個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別すること

ができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

イ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして市長が定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職(これに類するものを含む。以下同じ。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

2号 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から消費生活等の市民生活又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上特に必要であると認められるもの

3号ないし5号（省略）

6号 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

7号（省略）

2項 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

3項 公開請求に係る行政文書に第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがない

いと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(前条第1項第7号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

10条1項 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨並びに公開する日時及び場所その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2項 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を管理していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 名古屋市情報公開条例に基づく告示(平成12年名古屋市告示第125号)

名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)第7条第1項第1号ただし書イの規定に基づき、条例の目的に即し公にすることが特に必要である情報を次のように定め、平成12年10月1日から施行する。

- 1 交際費の支出を伴う交際に関する情報であって、当該支出に関するもの
- 2 食糧費(公営企業会計にあつては、会議費又は備用品費のうち一般会計の食糧費に相当するもの)の支出を伴う審議会、打合せ会議、説明会等及び式典、イベント等並びに意見交換、情報収集、交渉、折衝等に関する情報であつて、当該支出に関するもの

これは正本である。

平成23年3月28日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 杉本考司

